

管理組合の組織と運営

◇管理組合とは
・マンションの敷地と
共用部分は組合員
の共有財産
・その共有財産を管理
するため区分所有法
に基づいて作られて
います

管理組合

定期総会

毎年4月に開催

定例理事会

毎月第2土曜日開催

・理事長:1名 ・副理事長:3名
・会計:2名 ・書記:2名
・施設、修繕:3名 ・植栽:3名
・駐輪、駐車:3名 ・ペット:3名
・防災:2名 ・監事:3名

運営検討委員会

—管理組合の体質強化—

・歴代の理事長経験者で構成
・管理規約、細則等の改正
・諸課題に対する理事会への諮問

修繕委員会

—建物住環境の整備—

・長期修繕計画の立案
・適切な維持管理
・建物のグレードアップ

植栽委員会

—周辺住環境の整備—

・緑豊かなまきのハイツ
・周辺住環境の整備
・植栽3ヶ年計画